

幼児教育・保育の無償化についてのご案内

幼児教育・保育の無償化の目的・・・

幼児教育・保育の無償化は、総合的な少子化対策を推進する取り組みの一環として、幼児期の教育及び保育等を行う施設・事業の利用料について、無償化措置（施設等利用給付費の給付）を講じることにより、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として令和元年10月より実施されています。

1 無償化の範囲（幼稚園及び関連保育施設）

幼児教育・保育の無償化の対象条件は、以下のとおりです。

	認可保育所、認定こども園（保育園部分）、地域型保育（小規模保育施設等）	新制度幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）		新制度未移行幼稚園、特別支援学校（幼稚部）		認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（※）
			預かり保育		預かり保育	
3～5歳児クラス	全額		11,300円(450円×利用日数)		11,300円(450円×利用日数)	37,000円
満3歳児(令和3年4月2日以降に3歳に達した子)	—	全額	—	25,700円	—	—
住民税非課税世帯	満3歳児	全額	16,300円(450円×利用日数)		16,300円(450円×利用日数)	42,000円
	0～2歳児クラス(満3歳児除く)		—	—	—	

※ 幼稚園で預かり保育の実施がない場合や、預かり保育の水準が十分でない場合（教育時間を含む平日の提供時間数が8時間未満または年間開所日数200日未満）に対象となります。

● 3歳の誕生日以降、3歳児クラスより前に認定こども園（教育利用）又は幼稚園に入園する「満3歳児クラス」については、上記3～5歳児クラスと同様ですが、預かり保育料の無償化の対象となるには保育の必要性に加え、住民税非課税世帯である必要があります。（この場合の支給限度は16,300円/月）

2 給付認定について

サービスや無償化の給付を受けるためには「施設等利用給付認定」が必要となります。

幼稚園を利用する人、認定こども園（教育利用）利用者で預かり保育の利用を希望する人、認可外保育施設などを利用する人は、無償化給付を受けるためには、幼稚園等での入園手続きを終えた後に、幼稚園等を利用する前に新1～3号認定（施設等利用給付認定）を受ける必要があります。

■新1号～新3号認定（施設等利用給付認定）

認定区分	対象	保育の必要性・対象サービス	
新1号	満3～5歳児クラス	なし	幼稚園（新制度未移行）
新2号	3～5歳児クラス	あり	●幼稚園・認定こども園（教育利用） ＋預かり保育
新3号	0～2歳児クラス又は満3歳児クラスの住民税非課税世帯	あり	●認可外保育施設など

3 保育の必要性について（預かり保育の無償化給付を受ける場合）

預かり保育を利用する場合、以下の保育の必要性があることを確認する必要があります。

保育の必要な事由		認定期間	保育の必要な事由		認定期間
就労	月64時間以上（労基法の休憩を除く）労働すること 目安：1日4時間以上で、週4日以上勤務	就労期間	災害・復旧	震災・風水害・火災その他の災害復旧に当たっていること	災害復旧に要する期間
妊娠・出産	妊娠中又は出産後間がないこと	出産予定月を挟んで前後各2か月	求職活動	求職活動を継続的に行っていること	認定月から2か月
疾病・障害	疾病や負傷で、精神や身体に障害を有していること	治療に有する期間	就学	学校、専修学校、職業訓練校等に在学していること	在学している期間
介護・看護	同居の家族を常時介護又は看護していること	介護、看護に要する期間	その他	前各事由に類するものとして市長が認める事由に該当すること。	

4 申請書類について

希望する認定によって、提出いただく書類が異なります。

【新1号認定を希望する場合】 → ① ②

【新2・3号認定を希望する場合（預かり保育を利用する場合）】 → ①～④すべて

■申請書類一覧（右ページの＜該当者のみ提出が必要な書類＞とあわせて確認してください。）

①	施設等利用給付認定申請書（水色・両面） （児童一人につき一枚）※連絡先については、日中に連絡可能な連絡先を必ず記入してください。	
②	マイナンバー確認書類の写し	
	(1) 番号確認書類（世帯全員分） いずれか1点 ・マイナンバーカード ・通知カード ・マイナンバーが記載された住民票 ・個人番号通知書	
	(2) 身元確認書類（施設等利用給付認定申請書の保護者欄記入者） 1点で確認できるもの（顔写真付の公的証明書） ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 等	
	上記のものがない場合（Ⓐ2点 または Ⓐ1点とⒷ1点） Ⓐ 顔写真なしの公的証明書 ※「氏名」と「生年月日または住所」の記載があるもの ・健康保険証 ・特別児童扶養手当証書 ・子ども医療費受給資格証 ・児童扶養手当証書 ・公的機関から発行された通知 Ⓑ 顔写真付の証明書 ・公的機関発行の資格証明書 ・学生証 ・法人が発行した証明書	
③	申請児童家庭状況票（児童一人につき一枚）	
④	保育を必要とすることの証明書 ・保護者および同居する65歳未満の親族等全員分（祖父母等の同居・別居について、住民票上は世帯分離していても同一住所にお住まい場合、同居の扱いになります。ただし、同一住所でも別棟にお住まいの場合は別居扱いになります。） ・兄弟姉妹で同時申請の場合、1部原本、他コピー可	
	就労証明書 （提出日の3か月以内のもの、 新年度申請は10/1以降のもの）	就労の場合 ・就労が内定している場合も同様の証明書で提出してください。 ・必ず事業主が記入してください。本人が記入したものは無効です。 ・自営業の場合「該当者のみ提出が必要な書類」も提出してください。
	求職中の状況申告書	求職中の場合
	保育を必要とする 状況申告書 （右記の書類を併せて提出）	就学、出産、障害、疾病、災害、その他の場合 【就学】在学証明書および授業の時間が分かるカリキュラムの写し 【障害】手帳等の写し 【出産】母子手帳の妊娠中の経過のページ及び出産予定日記載のページの写し 【疾病】診断書※の写し
介護・看護状況申告書 （右記の書類を併せて提出）	介護・看護の場合（同居の親族に限る） 介護・看護を受ける人の診断書※ または手帳等の写し	

※ 診断書（提出日の3か月以内に証明されたもの、新年度申請は10月1日以降）には、「患者氏名」・「診断名」・「症状経過等」・「治療期間と通院回数」・「看（介）護や自宅安静の必要性又は家庭生活への影響」が記入されたものを提出してください。

<該当者のみ提出が必要な書類> 以下に該当する場合は、必要な書類を必ず提出してください。

状況	必要な書類	
自営業の方 (右の①、②の中から各1点ずつ計2点の書類のコピーを提出)	① ・個人事業の開業届 ・営業許可証 ・事務所等の賃貸契約書	② (3か月分) ・給与明細書、報酬の記録(振込先の通帳等) ・賃金台帳 ・確定申告(第1表、第2表) ・営業上必要な材料等の仕入伝票(各月複数枚) ・出勤記録(タイムカード等)
令和3年1月1日時点で市内に住所がなかった方 (右記のいずれかを提出)	・令和3年度 課税非課税証明書(所得証明書) ・令和3年度 市民税・県民税納税通知書 ・令和3年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書	
離婚調停(裁判)中で、母(父)子の扱いを希望する場合	離婚調停(裁判)を証明する書類	
ひとり親の方	児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭等医療費受給資格証の写し等 ※申請書の「家庭状況」の欄に記入してください。(対象外世帯の場合は戸籍謄本等)	
生活保護受給者	生活保護受給証明書 ※申請書の「生活保護」欄に記入してください。	
同一世帯に障害者手帳等所持者がいる方	手帳の写し、特別児童扶養手当・障害基礎年金の受給がわかる書類のいずれか1つ ※申請書の「障害者手帳等の有無」の欄に記入してください。	

5 申請書の提出期限

以下のとおり提出してください。認定日を申請日より遡ることは出来ません。ご注意ください。

提出先	原則、通園している(入園予定の)幼稚園又は認定こども園 ※園からの指示があれば、桶川市役所保育課(2階)に直接持参でも構いません。
提出期限	<令和4年度新規申請> 令和3年12月17日(金) 桶川市役所必着(厳守) <年度途中申請> 利用する前の月の20日まで ※園がとりまとめて提出しますので、園から指定された期限に従ってください。
提出方法	個人情報保護のため、封筒に必要書類を入れ児童の名前を書き封緘し、園へ提出してください。
添付書類	転入予定の方は、令和4年3月31日までに転入することが確認できる書類(売買・賃貸借契約書等の写し)、令和3年度(令和2年分)市区町村民税所得割課税額がわかる書類

6 施設等利用給付費の給付方法

給付の区分	給付の方法	説明
入園料・保育料	法定代理受領	給付費を、園が保護者様に代わって市から受領します。保護者様から園への支払いはありません。 ※月25,700円を超える場合差額負担あります。
預かり保育料	3か月に1度の償還払い	保護者様から園に対して預かり保育料をお支払いいただいた後に、保護者様から3か月ごとに請求書等を園を経由し市に提出していただき、保護者様の指定の口座に給付します。
副食費	3か月に1度の償還払い	対象の方は、市から保護者様及び園へ通知します。 保護者様から園に対して副食費をお支払いいただいた後に、保護者様から3か月ごとに領収証及び請求書を園を経由し市に提出していただき、保護者様の指定の口座に給付します。 ※次のいずれかの場合、補助の対象となります。 ①世帯の市町村民税の所得割課税額が77,101円(年収360万円相当)未満である場合 ②所得階層にかかわらず、小学校3年生以下の兄・姉が2人以上いる場合(対象園児が第3子以降の場合)



裏面に「よくあるお問い合わせ」
が書かれているべに! ✨
ぜひ読んでほしいべに! ✨

<お問い合わせ・提出先>

〒363-8501 桶川市泉1-3-28

桶川市役所(2階) 健康福祉部保育課 保育所係

☎048-788-4947・4948(直通)

＜幼児教育・保育の無償化のよくあるお問い合わせ＞

よくいただくお問い合わせをまとめましたので、制度の理解にお役立てください。

Q 1	幼稚園の保育料の支払いはどのようにするのか。
A 1	保護者様から幼稚園へ保育料の支払いはせず、桶川市から保育料相当額の施設等利用給付費を幼稚園に支払います。 ※上限額（25,700円/月）を超える場合は、利用者負担があります。
Q 2	施設等利用給付2号認定を受けた場合、どの預かり保育事業が無償化の対象となるのか。
A 2	利用している幼稚園で実施される預かり保育事業のみが対象です。 利用している幼稚園が預かり保育事業自体を実施していない場合などは、認可外保育施設、一時預かり保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も上限額11,300円から預かり保育の無償化分を差し引いた金額を上限に対象となります。
Q 3	申請した（認定を受けた）後に、世帯状況や就労状況に変更があった場合は。
A 3	園と保育課へご連絡ください。認定変更申請が必要な場合があります。 変更により、保育の必要性の要件を満たさなくなると、新2号認定が却下となります。
Q 4	幼稚園の預かり保育事業等の給付までの流れは。（施設等利用給付2・3号認定を受けている場合）
A 4	①毎月、保護者様から幼稚園へ預かり保育事業の利用料を支払ってください。 ②幼稚園から保護者様へ領収証が発行されます。 ③3か月ごとに、保護者様から幼稚園へ償還払いの請求書を提出し、幼稚園が取りまとめて市へ提出します。（請求書は幼稚園から配布されます。） ④市は保護者様へ3か月分の預かり保育事業等の利用料を保護者様指定の口座へ給付します。 ※上限額（11,300円）又は450円×利用日数を超える場合は、利用者負担があります。 例）10～12月分の領収証及び償還払いの請求書を1月に幼稚園が市へ取りまとめて提出。 2月中に保護者様の指定口座へ振込。
Q 5	副食費の無償化の対象者と対象のものは。
A 5	＜対象者＞満3～5歳の子どものうち、次のいずれかに該当する場合 ①世帯の市町村民税の所得割額が77,101円（年収360万円相当）未満である場合 （4月～8月は前年度の住民税情報、9月～翌年3月は今年度の住民税情報を基に算定します。） ②所得階層にかかわらず、小学校3年生以下の兄・姉が2人以上いる場合（対象園児が第3子以降の場合） ＜対象のもの＞副食費（おかず、おやつ等）相当額分の費用を対象とし、月額4,500円を上限に給付します。 ※4月～8月入園の場合 ・前年1月2日～今年1月1日の間に桶川市に転入された方は、前年1月1日時点の住所地の税務課で前年度住民税課税証明書を取得していただき、期限までに提出してください。 ・今年1月2日以降に桶川市に転入された方は前年1月1日時点の住所地の税務課で前年度住民税課税証明書、今年1月1日時点の住所地の税務課で今年度住民税課税証明書をそれぞれ取得していただき、期限までに提出してください。 ※9月～翌年3月入園の場合 今年1月2日以降に桶川市に転入された方は、今年1月1日時点の住所地の税務課で今年度住民税課税証明書を取得していただき、期限までに提出してください。 ※期限までに提出がない場合は、副食費は保護者負担となります。
Q 6	新1号認定を受け、来月から預かり保育を利用したい場合の手続きは。
A 6	認定の変更申請が必要です。 「4 申請書類について」の申請書類を揃え、利用する前の月の20日までに、幼稚園又は保育課へ提出してください。審査の結果、申請した翌月から新2号認定となります。認定日を遡ることは出来ませんので、ご注意ください。 保育の必要性の要件を満たさず、新2号認定を受けられない場合でも、全額自己負担で預かり保育を利用することは出来ます。その場合は、市への申請は必要ありません。